

# 指定地域密着型介護老人福祉施設重要事項説明書(多床室用)

(特別養護老人ホームほたるの郷)

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(登米市指定 第0491200093号)

当施設はご契約者に対して地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果、要介護3・4・5のいずれかで認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入居は可能です。但し、特例入所に該当する場合は要介護1又は要介護2と判定された方でも入所は可能です。

## 1 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 恵泉会
法人所在地	宮城県登米市迫町佐沼字江合三丁目16番地2
電話番号	0220-22-1160
代表者名	理事長 松坂 勝司
設立年月日	昭和48年5月21日

## 2 ご利用施設

施設の種類	指定地域密着型介護老人福祉施設
施設の目的	指定地域密着型介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者（入居者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように科学的介護の取り組みを推進し、支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供します。また、感染症や自然災害が発生した場合でもサービスの提供が継続できるよう業務継続計画を作成し体制を整備します。 この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。
施設の名称	特別養護老人ホーム ほたるの郷
施設の所在地	宮城県登米市東和町米川字寺内28-22
電話番号	0220-53-4771 (FAX 0220-53-4772)
施設長氏名 (管理者)	ほたるの郷 施設長
運営方針	法人の基本理念を施設運営の柱として、利用者一人ひとりに質の高い生活を提供できるよう継続性のあるサービスを展開していきます。
開設年月日	平成23年 4月18日
入所定員	14名 (他にユニット型地域密着型介護老人福祉施設20名)

### 3 施設の概要

#### (1) 敷地および建物

東和町の溪流清らかな鱒淵に位置し、緑にかこまれた自然が豊かな環境の中に位置しています。地域とのつながりを大切にする地域密着型介護老人福祉施設です。

敷地	4, 000 m <sup>2</sup>	
建物	構造	木造 1階建 (準耐火構造)
	総延床面積	1, 733. 5 m <sup>2</sup>
	特別養護老人ホーム床面積	1, 003. 2 m <sup>2</sup> (内、共用部分床面積: 611. 4 m <sup>2</sup> )

#### (2) 居室

入居される居室は、2人部屋 (多床室) となっております。

※居室の変更: ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定します。

居室の種類	室数	面積	備考
2人部屋 (多床室)	7室	180. 6 m <sup>2</sup>	トイレ・洗面所付

#### (3) その他の主な共用施設

設備の種類	数	面積	1人あたりの面積
食堂・機能訓練室	1カ所	112. 8 m <sup>2</sup>	8. 0 m <sup>2</sup>
浴室 (個浴)	1カ所	8. 7 m <sup>2</sup>	
機械浴設備	特殊浴槽 1台		
便所 (共同使用)	1カ所	4. 8 m <sup>2</sup>	
医務室・静養室	1カ所	38. 9 m <sup>2</sup>	
洗濯室	2カ所	33. 5 m <sup>2</sup>	
汚物処理室	2カ所	11. 1 m <sup>2</sup>	
介護材料室	1カ所	8. 7 m <sup>2</sup>	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定地域密着型介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設です。この施設・設備のご利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

#### 4 職員体制（主たる職員）

当施設では、ご契約者に対して地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従事者の職種	員数	事業者の指定基準
施設長	1	1
生活相談員	1以上	1以上
介護支援専門員	1以上	1以上
介護職員	5以上	4.6以上
看護職員	1以上	
機能訓練指導員	1	1以上
栄養士	1	1以上
事務員	1	必要数
嘱託医師	1以上	1以上
嘱託歯科医師	1	必要数

#### 5 職員の勤務体制

従事者の職種	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）常勤で勤務	土日祝日
事務員	・平常1（8：30～17：15）	4週8休
生活相談員	・平常1（8：30～17：15）	4週8休
介護支援専門員	・平常1（8：30～17：15）	4週8休
介護職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早番（7：00～15：45）</li> <li>・平常1（8：30～17：15）</li> <li>・平常2（9：30～18：15）</li> <li>・平常3（10：00～18：45）</li> <li>・平常4（10：30～19：15）</li> <li>・平常5（11：00～19：45）</li> <li>・遅番（12：45～21：30）</li> <li>・夜勤（21：15～7：15）</li> </ul> 夜間（21：15～7：15）は、原則として夜勤職員1名によって介護にあたります。	原則として 4週8休
栄養士	・日勤（8：30～17：15）	4週8休
看護職員	・日勤（8：30～17：15）	4週8休
医師（嘱託）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週1日（火）15：00～15：30（内科）～</li> <li>・月1日（水）15：00～15：30（精神科）</li> </ul>	
歯科医師 （嘱託）	・月1日（木）10：00～11：00	

※土日及び祝祭日等は上記と異なります。



相談および援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>当施設は、ご契約者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。 (相談窓口) ほたるの郷 生活相談員</li> </ul>	
初期加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居日から30日以内の期間。</li> </ul>	1日 30円
入院または外泊した時の費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>病院等への入院、及び外泊した場合。 (月6日限度、月またぎは最長12日間)</li> </ul>	1日 246円
外泊時居宅サービス提供加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者に対し居宅における外泊を認め、当施設により提供される在宅サービスを利用した場合。</li> </ul>	1日 560円 (月6日限度)
特別通院送迎加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族や病院が対応できない等、特養が送迎を担うやむを得ない事情がある時、透析が必要な高齢者の通院の送迎を1月に12回以上行った場合。</li> </ul>	1か月 594円
再入所時栄養連携加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者が医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入、厚生労働大臣が定める特別食等を必要とする者など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要になった場合について、管理栄養士が、入院先の管理栄養士と連携して、再入居時後の栄養に関する調整を行った場合。厚生労働大臣が定める特別食等を必要とする者。</li> </ul>	1回 200円
退所時栄養情報連携加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供した時、1月につき1回を限度として算定する場合。</li> </ul>	1回 70円
自立支援促進加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援のために、特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも3か月に1回見直しを行い自立支援に係る支援計画に策定している場合。 3ヶ月に1回、科学的介護情報システムに提出した場合。</li> </ul>	1か月 280円
個別機能訓練加算(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>専ら機能訓練指導員の職務に従事する「常勤」の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師(以下、機能訓練指導員)を1名以上配置している場合。</li> <li>機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入居者ごとに個別機能訓練計画を作成した場合。</li> <li>当該計画に基づき、計画的に個別機能訓練を行っている場合。</li> <li>個別機能訓練を行う場合、開始時及び3月ごとに1回以上入居者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録した場合。</li> </ul>	1日 12円
個別機能訓練加算(Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している場合。</li> <li>入居者ごとの個別機能訓練計画の内容等の情報を3ヶ月に1回、科学的介護情報システムに提出し、サービスの質の向上を図るため、当該提出情報及フィードバック情報を活用し、PDCAサイクルによりサービスの質の管理を行った場合。</li> </ul>	1か月 20円
個別機能訓練加算(Ⅲ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定していること。</li> <li>口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定している場合。</li> <li>入居者ごとに、理学療法士等が、個別機能訓練計画の内容等の情報その他個別機能訓練の適切かつ有効な実施の</li> </ul>	1か月 20円

	<p>ために必要な情報、入居者の口腔の健康状態に関する情報及び入居者の栄養状態に関する情報を相互に共有している場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共有した情報を踏まえ、必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行い、見直しの内容について、理学療法士等の関係職種間で共有している場合。</li> </ul>	
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	<p>①訪問リハ、通所リハ、リハを行う医療機関の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言に基づき、当施設の機能訓練指導員等が共同して身体状況等の評価及び個別機能訓練計画を作成した場合</p> <p>②機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他職種の者が協働して、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を実施した場合。</p> <p>③①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、入居者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて見直し等を行っている場合。</p>	<p>1 か月</p> <p>1 0 0 円</p>
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	<p>①訪問リハ、通所リハ、リハを行う医療機関の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が加算を算定する施設に訪問し、当施設の機能訓練指導員等と共同して身体状況等の評価及び個別機能訓練計画を作成した場合。</p> <p>②個別機能訓練計画に基づき、入居者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練を準備し、機能訓練指導員等が入居者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供した場合。</p> <p>③①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、入居者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて見直し等を行っている場合。</p>	<p>1 か月</p> <p>2 0 0 円</p>
A D L 維持等加算（Ⅰ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者（当該事業所の評価対象利用期間が6月を超える者）の総数が10人以上の場合。</li> <li>入居者等全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月）においてBart hel Index（バーセルインデックス）を適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出している場合。</li> <li>利用開始月の翌月から起算して6ヵ月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し初月のADL値や要介護認定の状況等に応じて一定の値を加えたADL利得（調整済ADL利得）の上位及び下位それぞれ1割の者を除く評価対象利用者のADL利得を平均して得た値が1以上の場合。</li> </ul>	<p>1 か月</p> <p>3 0 円</p>
A D L 維持等加算（Ⅱ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者（当該事業所の評価対象利用期間が6月を超える者）の総数が10人以上の場合。</li> <li>入居者等全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月）においてBart hel In</li> </ul>	<p>1 か月</p> <p>6 0 円</p>

	<p>dex(バーセルインデックス)を適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出している場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用開始月の翌月から起算して6ヵ月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じて一定の値を加えたADL利得(調整済ADL利得)の上位及び下位それぞれ1割の者を除く評価対象入居者のADL利得を平均して得た値が3以上の場合。</li> </ul>	
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の入居者の状況等に係る情報を3ヶ月に1回、科学的介護情報システムに提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなどサービスの提供に当たって情報を活用している場合。</li> </ul>	1か月 40円
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入居者の状況等に係わる情報に加えて疾病の状況等の情報を3ヶ月に1回、科学的介護情報システムに提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなどサービスの提供に当たって情報を活用している場合。</li> </ul>	1か月 50円
栄養マネジメント強化加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低栄養リスクのある入居者に対し、多職種が協働して低栄養状態を改善するために計画を作成し、ミールラウンドを行い、栄養、食事調整等、低栄養リスクの改善を行った場合。また、栄養状態のリスクが低い入居者に対しても、食事の状態を把握し問題がみられた時に早期に対応した場合。</li> <li>3ヶ月に1回、科学的介護情報システムに提出した場合。</li> </ul>	1日 11円
療養食加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の食事箋に基づく療養食を提供した場合。</li> </ul>	1回 6円 3回/日限度
経口移行加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経管により食事を摂取する入居者が経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行った場合。</li> </ul>	1日 28円
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を年2回以上行っており、入居者の衛生管理に係る計画が作成されている場合。</li> </ul>	1か月 90円
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口腔衛生管理加算(Ⅰ)の要件をすべて満たし、3ヶ月に1回入居者毎の口腔衛生等の管理に係る情報を科学的介護情報システムに提出し、必要な情報を活用している場合。</li> </ul>	1か月 110円
日常生活継続支援加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者に対して介護福祉士が6:1の割合にて、認知症や重度の方が一定以上利用されている場合。</li> </ul>	1日 36円
サービス提供体制強化加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員の経験年数や介護福祉士の割合が一定以上配置された場合(介護保険法上での基準によりⅠ、Ⅱ、Ⅲとなります。)</li> </ul>	(Ⅰ)1日22円 (Ⅱ)1日18円 (Ⅲ)1日6円
看護体制加算(Ⅰ)イ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤の看護師が一定以上配置されている場合。</li> </ul>	1日 12円
看護体制加算(Ⅱ)イ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者25人に対して看護職員が常勤換算で1人以上、かつ最低基準(2人)に加え1人以上の看護職員を配置している場合。</li> </ul>	1日 23円

夜勤職員配置加算（Ⅰ）イ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①夜勤時間帯の夜勤職員数が最低基準+1名分の人員を多く配置している事。もしくは</li> <li>・②夜勤時間体温夜勤職員数が最低基準+0.9名分の人員を多く配置し、</li> <li>・入居者の動向を検知できる見守り機器を入居者数の10%以上配置していること。</li> <li>・見守り機器の安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討が行われている</li> </ul>	1日 41円
配置医師緊急時対応加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護体制加算（Ⅱ）を算定している施設の求めに応じ早朝（午前6時から午前8時まで）、夜間（午後6時から午後10時まで）又は深夜（午後10時から午前6時まで）又は配置医師の通常の勤務時間外（早朝、夜間及び深夜を除く）に指定介護老人福祉施設を訪問して入居者に対し診療を行い、かつ、診療を行った理由を記録した場合。</li> </ul>	早朝又は夜間 1回650円 早朝・夜間及び深夜を除く配置医師の通常の勤務時間外の場合 1回325円 深夜は1回 1,300円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している場合。</li> <li>・協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応している場合。</li> <li>・診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加している場合。</li> </ul>	1か月 10円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合。</li> </ul>	1か月 5円
新興感染症等施設療養費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入居者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定した場合。</li> </ul>	1日 240円 (1ヶ月に1回、連続する5日間を限度に算定)
看取り介護加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置医師緊急時対応加算を算定し、看取りに関する指針を定め、入居の際に家族等に同意を得て、看取り介護を行った場合。</li> <li>・死亡日以前31日以上45日以下について</li> <li>・死亡日以前4日以上30日以下について</li> <li>・死亡日の前日及び前々日について</li> <li>・死亡日について</li> </ul>	1日 72円 1日 144円 1日 680円 1日 1280円
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し3ヶ月に1回、科学的介護情報システムに提出し、その結果に基づき計画的に管理した場合。</li> </ul>	1か月 3円

褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	・ 3ヶ月に1回、科学的介護情報システムに提出し、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入居者に褥瘡の発生がない場合。	1か月 13円
排泄支援加算（Ⅰ）	・ 排泄に介護を要する入居者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、3ヶ月に1回、科学的介護情報システムに提出した上で、その計画に基づき支援した場合。	1か月 10円
排泄支援加算（Ⅱ）	・ 排泄に介護を要する入居者に対し、他職種が協働して支援計画を作成し、3ヶ月に1回、科学的介護情報システムに提出した上で、要介護状態軽減が見込まれる入居者に対し、排尿、排便の一方が改善し、いずれも悪化がない場合。またはおむつ使用から使用なしに改善している場合。	1か月 15円
排泄支援加算（Ⅲ）	・ 排泄に介護を要する入居者に対し、他職種が協働して支援計画を作成し、3ヶ月に1回、科学的介護情報システムに提出した上で、要介護状態軽減が見込まれる入居者に対し排尿、排便の一方が改善し、いずれも悪化がない場合。かつおむつ使用から使用なしに改善している場合。	1か月 20円
協力医療機関連携加算	①入居者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している場合。 ②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保している場合。 ③入居者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入居者等の入院を原則として受け入れる体制を確保している場合。 ・ 協力医療機関との間で、入居者等の同意を得て、当該入居者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合。	(1)①～③の要件を満たす場合 1か月100円 (令和6年度) 50円 (令和7年度～) (2)それ以外の場合 1か月5円
退所前訪問相談援助加算	・ 退所に先立って、退所後生活する居宅を訪問して退所後の居宅サービス等について相談援助を行った場合。	1人につき 460円
退所後訪問相談援助加算	・ 退所後30日以内に退所後生活する居宅を訪問して退所後の居宅サービス等について相談援助を行った場合。	1人につき 460円
退所時相談援助加算	・ 退所後に居宅サービス等を利用する時に、入居者の同意を得て、退所日から2週間以内に居住地である市町村、老人介護支援センターまたは地域包括支援センターに対して、介護状態等を示す文書を添えて入所時の情報を提供した場合。	1人につき 400円
退所前連携加算	・ 退所後に居宅サービス等を利用する時に、入居者の退所に先立って入居者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対して、入居者の同意を得て、介護状態等を示す文書を添えて居宅サービス等に必要な情報を提供し、かつ、居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。	1人につき 500円
退所時情報提供加算	・ 医療機関へ退所する入居者等について、退所後の医療機関に対して入居者等を紹介する際、入居者等の同意を得て、当該入居者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合。	1人につき 250円

生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産性向上推進体制加算（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認されている場合。</li> <li>・見守り機器等のテクノロジーを複数導入している場合。</li> <li>・職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っている場合。</li> <li>・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行った場合。</li> </ul>	1か月 100円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている場合。</li> <li>・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している場合。</li> <li>・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行っている場合。</li> </ul>	1か月 10円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護を必要とする認知症の占める割合が、1／2以上認知症介護に係る専門的な研修修了者（対象者20人未満で1人、対象者20人以上で1に、対象者が19人を超えて10またはその端数を増すごとに1を加えた数以上）を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している場合。</li> </ul>	1日 3円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症専門ケア加算（Ⅰ）の算定要件を満たす場合。</li> <li>・認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している従業者を1名以上配置し、認知症ケアの指導等を実施している場合。</li> <li>・介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施または実施を予定している場合。</li> </ul>	1日 4円
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	<ol style="list-style-type: none"> <li>①施設における入居者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上の場合</li> <li>②認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる場合。</li> <li>③入居者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施している場合。</li> <li>④認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っている場合。</li> </ol>	1か月 150円

認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症チームケア推進加算(Ⅰ)①、③～④の算定要件を満たす場合。</li> <li>認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる場合。</li> </ul>	1か月 120円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所サービスや入所サービスの利用することが適当であると判断した入居者に対して、サービスを提供している場合。</li> <li>介護支援専門員と受入れ先の事業所の職員が連携し、入居者またはその家族の同意を得て、サービスの利用を開始している場合。</li> <li>医師が判断した当該日またはその次の日にサービスの利用を開始している場合。</li> </ul>	1日 200円 (利用開始日から7日間)
若年性認知症入所者受入加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>65歳未満の若年性認知症入居者毎に個別に担当者を定め、その者を中心に当該入居者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合。</li> </ul>	1日 120円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護職員等の賃金改善や、職場の生産性向上の取り組み職場環境の整備等を実施している場合。</li> </ul>	介護報酬総単位数×14%
安全対策体制加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置、安全対策体制が整備されている場合。</li> </ul>	1回 20円 (入所時1回)

\*加算につきましては、職員の配置状況・医師の指示等で、算定基準年月日により算定する項目が異なります。

[サービス利用料金概算(1日あたり)] (契約書第6条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。  
(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

○1割負担の場合

1. 契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	6,000円	6,710円	7,450円	8,170円	8,870円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,400円	6,039円	6,705円	7,353円	7,983円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	600円	671円	745円	817円	887円
4. 日常生活継続支援加算 看護体制加算 夜勤職員配置加算 栄養マネジメント強化加算	36円 12円 41円 11円				
5. 居室に係る自己負担額	915円				
6. 食事に係る自己負担額	1,445円				
7. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	98円	108円	118円	128円	138円
自己負担額=(3+4+5+6+7)	3,158円	3,239円	3,323円	3,405円	3,485円

※1 その他、月額に加算として、褥瘡マネジメント加算Ⅰ(月3円)またはⅡ(月13円)、科学的介護推進体制加算(月40円)、ADL維持等加算(月30円)が加算されます。

※2 介護職員処遇改善加算及び自己負担額については、月額を加算を含め、日割りで表記しております。

○2割負担の場合

1. 契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1 6,000円	要介護 2 6,710円	要介護 3 7,450円	要介護 4 8,170円	要介護 5 8,870円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,800円	5,368円	5,960円	6,536円	7,096円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	1,200円	1,342円	1,490円	1,634円	1,774円
4. 日常生活継続支援加算 看護体制加算 夜勤職員配置加算 栄養マネジメント強化加算	72円 24円 82円 22円				
5. 居室に係る自己負担額	915円				
6. 食事に係る自己負担額	1,445円				
7. 介護職員処遇改善加算	196円	215円	237円	257円	276円
自己負担額= (3+4+5+6+7)	3,956円	4,117円	4,287円	4,451円	4,610円

※1 その他、月額を加算として、褥瘡マネジメント加算Ⅰ（月3円）またはⅡ（月13円）、科学的介護推進体制加算（月40円）、ADL維持等加算（月30円）が加算されます。

※2 介護職員処遇改善加算及び自己負担額については、月額を加算を含め、日割りで表記しております。

○3割負担の場合

1. 契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1 6,000円	要介護 2 6,710円	要介護 3 7,450円	要介護 4 8,170円	要介護 5 8,870円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,200円	4,697円	5,215円	5,719円	6,209円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	1,800円	2,013円	2,235円	2,451円	2,661円
4. 日常生活継続支援加算 看護体制加算 夜勤職員配置加算 栄養マネジメント強化加算	108円 36円 123円 33円				
5. 居室に係る自己負担額	915円				
6. 食事に係る自己負担額	1,445円				
7. 介護職員処遇改善加算	294円	324円	355円	385円	415円
自己負担額= (3+4+5+6+7)	4,754円	4,997円	5,250円	5,496円	5,736円

※1 その他、月額を加算として、褥瘡マネジメント加算Ⅰ（月3円）またはⅡ（月13円）、科学的介護推進体制加算（月40円）、ADL維持等加算（月30円）が加算されます。

※2 介護職員処遇改善加算及び自己負担額については、月額を加算を含め、日割りで表記しております。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆保険者から介護保険負担割合証が発行されますので、サービス利用時にご提示願います。

◇当施設の居住費（滞在費）・食費の負担額（ショートステイを含む）

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方は、施設利用・ショートステイの居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

[単位：円]（日額概数）

対象者	区分	居住費(居住の種類により)				食費
		多床室 (相部屋)	従来型個 室	ユニット 型準個室	ユニット 型個室	
生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	利用者負担 第1段階	0			880	300
市町村民 税非課税 世帯 (世帯分 離してい る配偶者 も非課税 であるこ と)	○合計所得金額と年金収入額の合計が 80万円以下 ○預貯金が単身650万円以下夫婦で 1650万円以下	利用者負担 第2段階	430		880	390
	○合計所得金額と年金収入額の合計が 80万円超120万円以下 ○預貯金が単身550万円以下夫婦で 1550万円以下	利用者負担 第3段階 ①	430		1,370	650
	○合計所得金額と年金収入額の合計が 120万円超 ○預貯金が単身500万円以下夫婦で 1500万円以下	利用者負担 第3段階 ②	430		1,370	1,360
上記区分（第1段階、第2段階、第3 段階①②）のいずれにも該当しない場 合		利用者負担 第4段階	915		2,066	1,445

(2) 当施設が提供する介護保険基準外サービス（契約書第4条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の金額が契約者の負担となります。

・預り金管理料

ご契約者の希望により、各種証書、通帳、印鑑等の保管、及び入出金取り扱いのサービスをご利用いただけます。

\*利用料金：1カ月当たり 2,000円

・特別な食事（酒類を含みます） ご契約者のご希望に基づいて食事を提供します。

\*利用料金：要した費用の実費

・その他の利用料金

	項目	1日	1か月(30日)	適要
利 用 料	私物電気代	20円	600円	・テレビ ・CDラジカセ ・ラジオ ・ポータブルDVD ・電気アンカ
		30円	900円	・電気毛布 ・冷蔵庫
金 理 容	教養娯楽サービス	・季節毎の行事を企画し、楽しいひとときが提供できるよう努めます。		・実費
		・毎月1回町内の理容店の出張による理容サービス		・実費

複写物の交付	・ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが複写物を必要とする場合には実費をいただきます。	・ 1枚につき10円
移動売店	・近隣の商店の出張による販売サービス	・利用者のみ実費

※その他（契約書第21条に定める所定の料金）

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

ご契約者の要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
料 金	6,000円	6,710円	7,450円	8,170円	8,870円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する事があります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求します。お支払いは当施設でお預かりしている、預金通帳または本人指定の口座より翌々月4日（金融機関休業日の場合は翌営業日）までに引き落とします。

(4) 医療機関等への入院について

ご契約者の入院に際して、ご家族へ連絡を差し上げておりますので入院に係る手続きについてご協力をいただきます。

(5) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

**協力医療機関**

医療機関の名称	登米市立米谷病院
所在地	登米市東和町米谷字元町200
診療科	内科、整形外科

**7 施設を退所していただく場合（契約の終了について）（契約書第15条参照）**

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、契約書第15条記載のような事由がない限り、継続してサービスを利用することはできますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第16、17条参照）

契約の有効期間であってもご契約者から当施設へ退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届け出書をご提出下さい。

但し、契約書第16、17条記載のような場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第18条参照）

契約書第18条記載のような場合には、当施設から退所していただくことがあります。

※契約者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第20条参照）

① 3か月以内の入院の場合 — 3か月以内に退院することが明らかに見込まれる場合は、再び当施設に入所できるようにします。
---

② 3か月以内の退院が見込まれない場合  
—— 契約を解除する場合があります。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第19条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

## 8 身元引受人

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第22条参照）

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引き渡しにかかる費用については、ご契約者または残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結する事は可能です。

## 9 事故発生または再発防止の取り組み

当施設事故防止の取り組み	事故発生防止のための指針及びマニュアルを整備します。 事故が発生した場合等の報告と、その分析を通じた改善策を従業者 に周知徹底する体制を整備します。事故発生防止のための定期的な 委員会の開催と従業者へ研修を実施します。 担 当 者：ほたるの郷リスクマネジメント委員会 委員長
--------------	---

## 10 事故発生時の対応

当事業所では、事故発生時の対応について、緊急（事故）対応マニュアルを作成し、職員に周知徹底を図り、ご契約者・ご家族の方々に安心してご利用できる体制を設けております。

事故発生時には速やかに事故にあったご契約者ご家族・市町村に連絡を行う等必要な措置を講じるとともに、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。併せて、事故発生の原因、再発防止の検討を行います。また、契約書に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うなど、誠意を持って対応いたします。事故には事業者がサービス提供中に起こる介護事故の他に、生活するうえでどこにでも起こりうる転倒をはじめとする生活事故があります。よって全てが賠償すべき事故にはならない事を契約者が十分理解できるよう説明に努めます。

## 11 高齢者虐待防止の取り組み

当施設虐待防止の取り組み	虐待防止のための指針及びマニュアルを整備します。 虐待防止のため対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果 について職員に周知徹底を図ります。 虐待防止のため従業者へ定期的な研修を実施します。 担 当 者：ほたるの郷身体拘束廃止高齢者虐待防止委員会委員長
--------------	--

## 12 苦情等の受付について（契約書第25条参照）

### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口	窓口担当者 ほたるの郷 生活相談員, ユニットリーダー 解決責任者 ほたるの郷 施設長 ご利用時間 毎日午前9時～午後5時 ご利用方法 電話 53-4771 面 接 相談室 苦 情 箱 玄関ロビーに設置
--------	--

(2) 第三者委員

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を促進するため、第三者委員を委嘱いたします。

松 村 正	登米市***** 電 話 0220-**-****
佐 藤 健 美	登米市***** 電 話 0220-**-****
千 葉 ますみ	登米市***** 電 話 0220-**-****

(3) 行政機関その他苦情受付機関

登米市福祉事務所長寿介護課	所在地 宮城県登米市南方町新高石浦130 電話番号 0220-58-5551 受付時間 月～金午前9時から午後5時
宮城県国民健康保険団体連合会	所在地 宮城県仙台市青葉区上杉1-2-3 電話番号 022-222-7700 受付時間 月～金午前9時から午後5時
宮城県社会福祉協議会 福祉サービス利用に関する 運営適正化委員会	所在地 宮城県仙台市青葉区本町3-7-4 電話番号 022-716-9674 受付時間 月～金午前9時から午後4時

1.3 第三者評価

宮城県福祉サービス第三者評価は実施しておりません。 但し、法人内第三者委員によるサービス評価は毎年実施しております。
---

1.4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホームほたるの郷施設消防計画」にのっとり対応を行います。			
近隣との協力関係	地元消防団に近隣防災協力を依頼し、非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等	別途定める「特別養護老人ホームほたるの郷施設消防計画」にのっとり年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。			
防災設備	設 備 名 称	個 数	設 備 名 称	個 数 等
	スプリンクラー	あり	屋内消火栓	6カ所
	避難口	9カ所	非常通報装置	あり
	避難誘導灯	5カ所	非常警報装置	あり
	自動火災報知器	あり	非常用電源	あり
	ガス漏れ報知器	あり		
カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しております。				

消防計画等	消防署への届け出日：〇〇年〇〇月 防火管理者：ほたるの郷 防火管理者
感染症発生及び災害時の対応	感染症及び自然災害の発生を想定し、業務継続に向けた計画を策した上で、感染症や災害発生時は計画に従って必要な措置を講じます。 業務継続計画を職員に周知するとともに、定期的に必要な研修及び訓練を実施します。 定期的に業務継続計画の見直しを実施し、必要に応じて計画の内の変更を行います。

### 1 5 当施設ご利用の際に留意いただく事項

面 会	面会時間 午前9時～午後4時 (但し、ご都合により時間外になる場合は、あらかじめお申し出下さい。)
外出・外泊	外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員にお申し出ください。 外泊の場合は3日前までに届け出てください。
居室・設備器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。 これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙、飲酒は決められた場所以外ではお断りします。
各種ハラスメント行為	契約者及び、契約者との関係方々による騒音等、他利用者の迷惑になる行為、事業所の職員に対して行う暴言・暴力、体を触ってきたり義務のないことを要求、職員写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載する等、迷惑な行為は契約解除事項に該当しますのでご注意ください。
宗教・政治・営利活動	施設内で他のご契約者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

令和 年 月 日

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホーム ほたるの郷  
説明者 職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの開始に同意しました。

利用者 住 所 氏名 印

私は、( )の理由により本人の意思を確認し本人に代わり、上記署名を行いました。  
私の本人との関係は、( )です。

署名代行者 住 所 氏名 印

# ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(個室用)

## 重要事項説明書

(特別養護老人ホームほたるの郷)

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(登米市指定 第0491200101号)

当施設はご契約者に対してユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入居は、原則として要介護認定の結果、要介護3以上と認定された方が対象となります。但し、特例入所の要件に該当すると判断された要介護1、要介護2の方については入居できることがあります。

### 1 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 恵泉会
法人所在地	宮城県登米市迫町佐沼字江合三丁目16番地2
電話番号	0220-22-1160
代表者名	理事長 松坂 勝司
設立年月日	昭和48年5月21日

### 2 ご利用施設

施設の種類	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設
施設の目的	ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者(入居者)一人一人の意思及び人格を尊重し、サービスの提供に関する計画及び科学的根拠に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供します。また、感染症や自然災害が発生した場合でもサービスの提供が継続できるよう業務継続計画を作成し体制を整備します。 この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。
施設の名称	特別養護老人ホーム ほたるの郷
施設の所在地	宮城県登米市東和町米川字寺内28-22
電話番号	0220-53-4771 (FAX 0220-53-4772)
施設長氏名 (管理者)	ほたるの郷 施設長
運営方針	法人基本理念を施設運営の柱として、利用者一人ひとりに質の高い生活を提供できるよう継続性のあるサービスを展開していきます。
開設年月日	平成23年 4月18日
利用定員	2ユニット20名(1ユニット毎の定員:平安ユニット10名、平城ユニット10名)(他に地域密着型介護老人福祉施設(多床室)14名)

### 3 施設の概要

#### (1) 敷地および建物

東和町の溪流清らかな鱒淵に位置し、緑にかこまれた自然が豊かな環境の中に位置しています。地域とのつながりを大切にするユニット型施設です。

敷地		4, 000 m <sup>2</sup>
建物	構造	木造 1階建 (準耐火構造)
	総延床面積	1, 733. 5 m <sup>2</sup>
	ユニット型	
	特別養護老人ホーム床面積	1, 350. 9 m <sup>2</sup> (内、共用部分床面積：611. 4 m <sup>2</sup> )

#### (2) 居室構成

入居される居室は、ユニット型個室となっております。

※居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定します。

#### 平安ユニット

居室の種類	室数	面積	備考
個室	10室	164. 0m <sup>2</sup>	16. 4m <sup>2</sup> /1人あたり面積トイレ・洗面所付
設備の種類	室数	面積	1人あたりの面積
共同生活室	1か所	102. 7m <sup>2</sup>	10. 2m <sup>2</sup>
浴室 (個浴)	1か所	8. 7m <sup>2</sup>	
トイレ (共同使用)	1か所	4. 5m <sup>2</sup>	
介護材料室	1か所	6. 3m <sup>2</sup>	

#### 平城ユニット

居室の種類	室数	面積	備考
個室	10室	164. 0m <sup>2</sup>	16. 4m <sup>2</sup> /1人あたり面積トイレ・洗面所付
設備の種類	室数	面積	1人あたりの面積
共同生活室	1か所	102. 7m <sup>2</sup>	10. 2m <sup>2</sup>
浴室 (個浴)	1か所	8. 7m <sup>2</sup>	
トイレ (共同使用)	1か所	4. 5m <sup>2</sup>	
介護材料室	1か所	6. 3m <sup>2</sup>	

#### その他の主な共用施設

設備の種類	数	面積	1人あたりの面積
機械浴設備	特殊浴槽 1台		
医務室・静養室	1か所	39. 0m <sup>2</sup>	
洗濯室	2か所	33. 5m <sup>2</sup>	
汚物処理室	2か所	11. 1m <sup>2</sup>	
パブリックスペース	1か所	111. 9m <sup>2</sup>	
面談室	1か所	11. 1m <sup>2</sup>	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設です。この施設・設備のご利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

#### 4 職員体制（主たる職員）

当施設では、ご契約者に対してユニット型指定地域密着型介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従事者の職種	員数	事業者の指定基準
施設長	1	1
生活相談員	1以上	1以上
介護支援専門員	1以上	1以上
介護職員	5以上	4.6以上
看護職員	1以上	
機能訓練指導員	1	1以上
栄養士	1	1以上
事務員	1	必要数
嘱託医師	1以上	1以上
嘱託歯科医師	1	必要数

#### 5 職員の勤務体制

従事者の職種	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）常勤で勤務	土日祝日
生活相談員	・平常（8：30～17：15）	4週8休
介護支援専門員	・平常（8：30～17：15）	土日祝日
介護職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早番（7：00～15：45）</li> <li>・平常1（8：30～17：15）</li> <li>・平常2（9：30～18：15）</li> <li>・平常3（10：00～18：45）</li> <li>・平常4（10：30～19：15）</li> <li>・平常5（11：00～19：45）</li> <li>・遅番（12：45～21：30）</li> <li>・夜勤（21：15～7：15）</li> </ul> 夜間（21：15～7：15）は、原則として夜勤職員1名によって介護にあたります。	原則として 4週8休
栄養士	・平常（8：30～17：15）	4週8休
看護職員	・平常（8：30～17：15）	4週8休
機能訓練指導員	・平常（8：30～17：15）	4週8休
事務員	・平常（8：30～17：15）	4週8休
医師（嘱託）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週1日（火）14：30～15：00（内科）</li> <li>・月1日（水）14：30～15：00（精神科）</li> </ul>	
歯科医師	・月1日（木）10：00～11：00	

※土日及び祝祭日等は上記と異なります。

## 6 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて

- |                          |
|--------------------------|
| 1) 利用料金が介護保険から給付される場合    |
| 2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |

があります。

### (1) 当施設が提供する介護保険基準サービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

種 類	内 容
食事の介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養士の立てる献立表により、栄養と身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。</li> <li>・食事はできるだけ離床し下記時間内であれば個人の意志を尊重し、各ユニットグループスペースなど、お好きな場所でお好きな時間にとっていただけるよう配慮します。（食事時間フリータイム制） 朝食 7：30～ 昼食 12：00～ 夕食 18：00～</li> </ul>
栄養管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各利用者の状態に応じた栄養の管理を計画的に行います。</li> </ul>
口腔衛生の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。</li> </ul>
排せつの介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。</li> <li>・おむつを使用する方に対しては、個々の状態に応じて随時の交換を行います。</li> </ul>
入浴の介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別対応により、入浴にかかわる一連の行為はマンツーマンとし週2回の入浴または清拭により清潔を確保します。</li> <li>・寝たきり等で座位のとれない方は機械を用いての入浴も可能です。</li> </ul>
着替え等の介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。</li> <li>・生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。</li> <li>・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。</li> <li>・シーツ交換は週1回、寝具の消毒は年2回実施します。</li> </ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能訓練指導員より指導を受けた看護職員及び介護職員により心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその低下を防止するための訓練を実施します。（毎週月から金曜日午後）</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嘱託医師により、週1回健康相談日を設けて健康管理に努めます。また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。</li> <li>・契約者が外部の医療期間に通院する場合はその付き添いについてできるだけ配慮します。</li> </ul> <p>（当施設の嘱託医師） 病院名：米川診療所 内科  病院名：佐藤医院 精神科  病院名：東和歯科医院</p>

相談および援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>当施設は、ご契約者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。 (相談窓口) ほたるの郷 生活相談員</li> </ul>	
初期加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居日から30日以内の期間。</li> </ul>	1日 30円
入院または外泊した時の費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>病院等への入院、及び外泊した場合。 (月6日限度、月またぎは最長12日間)</li> </ul>	1日 246円
外泊時居宅サービス提供加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者に対し居宅における外泊を認め、当施設により提供される在宅サービスを利用した場合。</li> </ul>	1日 560円 (月6日限度)
特別通院送迎加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族や病院が対応できない等、特養が送迎を担うやむを得ない事情がある時、透析が必要な高齢者の通院の送迎を1月に12回以上行った場合。</li> </ul>	1か月 594円
再入所時栄養連携加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者が医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入、厚生労働大臣が定める特別食等を必要とする者など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要になった場合について、管理栄養士が、入院先の管理栄養士と連携して、再入居時後の栄養に関する調整を行った場合。厚生労働大臣が定める特別食等を必要とする者。</li> </ul>	1回 200円
退所時栄養情報連携加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供した時、1月につき1回を限度として算定する場合。</li> </ul>	1回 70円
自立支援促進加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援のために、特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも3か月に1回見直しを行い自立支援に係る支援計画に策定している場合。 3ヶ月に1回、科学的介護情報システムに提出した場合。</li> </ul>	1か月 280円
個別機能訓練加算(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>専ら機能訓練指導員の職務に従事する「常勤」の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師(以下、機能訓練指導員)を1名以上配置している場合。</li> <li>機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入居者ごとに個別機能訓練計画を作成した場合。</li> <li>当該計画に基づき、計画的に個別機能訓練を行っている場合。</li> <li>個別機能訓練を行う場合、開始時及び3月ごとに1回以上入居者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録した場合。</li> </ul>	1日 12円
個別機能訓練加算(Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している場合。</li> <li>入居者ごとの個別機能訓練計画の内容等の情報を3ヶ月に1回、科学的介護情報システムに提出し、サービスの質の向上を図るため、当該提出情報及フィードバック情報を活用し、PDCAサイクルによりサービスの質の管理を行った場合。</li> </ul>	1か月 20円
個別機能訓練加算(Ⅲ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定していること。</li> <li>口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定している場合。</li> <li>入居者ごとに、理学療法士等が、個別機能訓練計画の内容等の情報その他個別機能訓練の適切かつ有効な実施の</li> </ul>	1か月 20円

	<p>ために必要な情報、入居者の口腔の健康状態に関する情報及び入居者の栄養状態に関する情報を相互に共有している場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共有した情報を踏まえ、必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行い、見直しの内容について、理学療法士等の関係職種間で共有している場合。</li> </ul>	
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	<p>①訪問リハ、通所リハ、リハを行う医療機関の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言に基づき、当施設の機能訓練指導員等が共同して身体状況等の評価及び個別機能訓練計画を作成した場合</p> <p>②機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他職種の者が協働して、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を実施した場合。</p> <p>③①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、入居者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて見直し等を行っている場合。</p>	1 か月 1 0 0 円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	<p>①訪問リハ、通所リハ、リハを行う医療機関の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が加算を算定する施設に訪問し、当施設の機能訓練指導員等と共同して身体状況等の評価及び個別機能訓練計画を作成した場合。</p> <p>②個別機能訓練計画に基づき、入居者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練を準備し、機能訓練指導員等が入居者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供した場合。</p> <p>③①の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、入居者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて見直し等を行っている場合。</p>	1 か月 2 0 0 円
A D L 維持等加算（Ⅰ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者（当該事業所の評価対象利用期間が6月を超える者）の総数が10人以上の場合。</li> <li>入居者等全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月）においてBart hel Index（バーセルインデックス）を適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出している場合。</li> <li>利用開始月の翌月から起算して6ヵ月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し初月のADL値や要介護認定の状況等に応じて一定の値を加えたADL利得（調整済ADL利得）の上位及び下位それぞれ1割の者を除く評価対象利用者のADL利得を平均して得た値が1以上の場合。</li> </ul>	1 か月 3 0 円
A D L 維持等加算（Ⅱ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者（当該事業所の評価対象利用期間が6月を超える者）の総数が10人以上の場合。</li> <li>入居者等全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月）においてBart hel In</li> </ul>	1 か月 6 0 円

	<p>dex(バーセルインデックス)を適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出している場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用開始月の翌月から起算して6ヵ月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じて一定の値を加えたADL利得(調整済ADL利得)の上位及び下位それぞれ1割の者を除く評価対象入居者のADL利得を平均して得た値が3以上の場合。</li> </ul>	
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の入居者の状況等に係る情報を3ヶ月に1回、科学的介護情報システムに提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなどサービスの提供に当たって情報を活用している場合。</li> </ul>	1か月 40円
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入居者の状況等に係る情報に加えて疾病の状況等の情報を3ヶ月に1回、科学的介護情報システムに提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなどサービスの提供に当たって情報を活用している場合。</li> </ul>	1か月 50円
栄養マネジメント強化加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低栄養リスクのある入居者に対し、多職種が協働して低栄養状態を改善するために計画を作成し、ミールラウンドを行い、栄養、食事調整等、低栄養リスクの改善を行った場合。また、栄養状態のリスクが低い入居者に対しても、食事の状態を把握し問題がみられた時に早期に対応した場合。</li> <li>3ヶ月に1回、科学的介護情報システムに提出した場合。</li> </ul>	1日 11円
療養食加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の食事箋に基づく療養食を提供した場合。</li> </ul>	1回 6円 3回/日限度
経口移行加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経管により食事を摂取する入居者が経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行った場合。</li> </ul>	1日 28円
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を年2回以上行っており、入居者の衛生管理に係る計画が作成されている場合。</li> </ul>	1か月 90円
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口腔衛生管理加算(Ⅰ)の要件をすべて満たし、3ヶ月に1回入居者毎の口腔衛生等の管理に係る情報を科学的介護情報システムに提出し、必要な情報を活用している場合。</li> </ul>	1か月 110円
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者に対して介護福祉士が6:1の割合にて、認知症や重度の方が一定以上利用されている場合。</li> </ul>	1日 46円
サービス提供体制強化加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員の経験年数や介護福祉士の割合が一定以上配置された場合(介護保険法上での基準によりⅠ、Ⅱ、Ⅲとなります。)</li> </ul>	(Ⅰ)1日22円 (Ⅱ)1日18円 (Ⅲ)1日6円
看護体制加算(Ⅰ)イ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤の看護師が一定以上配置されている場合。</li> </ul>	1日 12円
看護体制加算(Ⅱ)イ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者25人に対して看護職員が常勤換算で1人以上、かつ最低基準(2人)に加え1人以上の看護職員を配置している場合。</li> </ul>	1日 23円

夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	<ul style="list-style-type: none"> <li>①夜勤時間帯の夜勤職員数が最低基準+1名分の人員を多く配置、もしくは②夜勤時間帯の夜勤職員数が最低基準+0.9名分の人員を多く配置し、入居者の動向を検知できる見守り機器を入居者数の10%以上配置している場合。</li> <li>見守り機器の安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討が行われている場合。</li> </ul>	1日 46円
配置医師緊急時対応加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護体制加算(Ⅱ)を算定している施設の求めに応じ早朝(午前6時から午前8時まで)、夜間(午後6時から午後10時まで)又は深夜(午後10時から午前6時まで)又は配置医師の通常の勤務時間外(早朝、夜間及び深夜を除く)に指定介護老人福祉施設を訪問して入居者に対し診療を行い、かつ、診療を行った理由を記録した場合。</li> </ul>	早朝又は夜間 1回650円 早朝・夜間及び深夜を除く配置医師の通常の勤務時間外の場合 1回325円 深夜は1回 1,300円
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している場合。</li> <li>協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応している場合。</li> <li>診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加している場合。</li> </ul>	1か月 10円
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合。</li> </ul>	1か月 5円
新興感染症等施設療養費	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入居者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定した場合。</li> </ul>	1日240円 (1ヶ月に1回、連続する5日間を限度に算定)
看取り介護加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>配置医師緊急時対応加算を算定し、看取りに関する指針を定め、入居の際に家族等に同意を得て、看取り介護を行った場合。</li> <li>死亡日以前31日以上45日以下について</li> <li>死亡日以前4日以上30日以下について</li> <li>死亡日の前日及び前々日について</li> <li>死亡日について</li> </ul>	1日72円 1日144円 1日680円 1日1280円
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し3ヶ月に1回、科学的介護情報システムに提出し、その結果に基づき計画的に管理した場合。</li> </ul>	1か月 3円
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>3ヶ月に1回、科学的介護情報システムに提出し、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入居者に褥瘡の発生がない場合。</li> </ul>	1か月 13円

排泄支援加算 (Ⅰ)	・排泄に介護を要する入居者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、3ヶ月に1回、科学的介護情報システムに提出した上で、その計画に基づき支援した場合。	1か月 10円
排泄支援加算 (Ⅱ)	・排泄に介護を要する入居者に対し、他職種が協働して支援計画を作成し、3ヶ月に1回、科学的介護情報システムに提出した上で、要介護状態軽減が見込まれる入居者に対し、排尿、排便の一方が改善し、いずれも悪化がない場合。またはおむつ使用から使用なしに改善している場合。	1か月 15円
排泄支援加算 (Ⅲ)	・排泄に介護を要する入居者に対し、他職種が協働して支援計画を作成し、3ヶ月に1回、科学的介護情報システムに提出した上で、要介護状態軽減が見込まれる入居者に対し排尿、排便の一方が改善し、いずれも悪化がない場合。かつおむつ使用から使用なしに改善している場合。	1か月 20円
協力医療機関連携加算	①入居者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している場合。 ②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保している場合。 ③入居者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入居者等の入院を原則として受け入れる体制を確保している場合。 ・協力医療機関との間で、入居者等の同意を得て、当該入居者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的で開催している場合。	(1)①～③の要件を満たす場合 1か月100円 (令和6年度) 50円 (令和7年度～)  (2)それ以外の場合1か月5円
退所前訪問相談援助加算	・退所に先立って、退所後生活する居宅を訪問して退所後の居宅サービス等について相談援助を行った場合。	1人につき 460円
退所後訪問相談援助加算	・退所後30日以内に退所後生活する居宅を訪問して退所後の居宅サービス等について相談援助を行った場合。	1人につき 460円
退所時相談援助加算	・退所後に居宅サービス等を利用する時に、入居者の同意を得て、退所日から2週間以内に居住地である市町村、老人介護支援センターまたは地域包括支援センターに対して、介護状態等を示す文書を添えて入所時の情報を提供した場合。	1人につき 400円
退所前連携加算	・退所後に居宅サービス等を利用する時に、入居者の退所に先立って入居者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対して、入居者の同意を得て、介護状態等を示す文書を添えて居宅サービス等に必要な情報を提供し、かつ、居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。	1人につき 500円
退所時情報提供加算	・医療機関へ退所する入居者等について、退所後の医療機関に対して入居者等を紹介する際、入居者等の同意を得て、当該入居者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合。	1人につき 250円
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	・生産性向上推進体制加算(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されている場合。 ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入している場合。 ・職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の	1か月 100円

	<p>取組等を行っている場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行った場合。</li> </ul>	
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている場合。</li> <li>・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している場合。</li> <li>・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行っている場合。</li> </ul>	<p>1か月</p> <p>10円</p>
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護を必要とする認知症の占める割合が、1/2以上認知症介護に係る専門的な研修修了者（対象者20人未満で1人、対象者20人以上で1に、対象者が19人を超えて10またはその端数を増すごとに1を加えた数以上）を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している場合。</li> </ul>	<p>1日</p> <p>3円</p>
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症専門ケア加算（Ⅰ）の算定要件を満たす場合。</li> <li>・認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している従業者を1名以上配置し、認知症ケアの指導等を実施している場合。</li> <li>・介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施または実施を予定している場合。</li> </ul>	<p>1日</p> <p>4円</p>
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	<p>①施設における入居者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上の場合</p> <p>②認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる場合。</p> <p>③入居者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施している場合。</p> <p>④認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っている場合。</p>	<p>1か月</p> <p>150円</p>
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症チームケア推進加算（Ⅰ）①、③～④の算定要件を満たす場合。</li> <li>・認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる場合。</li> </ul>	<p>1か月</p> <p>120円</p>

認知症行動・心理症状緊急対応加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所サービスや入所サービスの利用することが適当であると判断した入居者に対して、サービスを提供している場合。</li> <li>・介護支援専門員と受入れ先の事業所の職員が連携し、入居者またはその家族の同意を得て、サービスの利用を開始している場合。</li> <li>・医師が判断した当該日またはその次の日にサービスの利用を開始している場合。</li> </ul>	1日 200円 (利用開始日から7日間)
若年性認知症入所者受入加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳未満の若年性認知症入居者毎に個別に担当者を定め、その者を中心に当該入居者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合。</li> </ul>	1日 120円
介護職員処遇改善加算(I)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員等の賃金改善や、職場の生産性向上の取り組み職場環境の整備等を実施している場合。</li> </ul>	介護報酬総単位数×14%
安全対策体制加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置、安全対策体制が整備されている場合。</li> </ul>	1回 20円 (入所時1回)

\*加算につきましては、職員の配置状況・医師の指示等で、算定基準年月日により算定する項目が異なります。

〔サービス利用料金概算（1日あたり）〕（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

○1割負担の場合

1. 契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
2. うち、介護保険から給付される金額	6,138円	6,777円	7,452円	8,109円	8,739円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	682円	753円	828円	901円	971円
4. 看護体制加算	12円				
日常生活継続支援加算	46円				
夜勤職員配置加算	46円				
栄養マネジメント強化加算	11円				
5. 居室に係る自己負担額	2,066円				
6. 食事に係る自己負担額	1,445円				
7. 介護職員処遇改善加算	112円	122円	132円	142円	152円
自己負担額＝(3+4+5+6+7)	4,420円	4,501円	4,586円	4,669円	4,749円

- ※1 その他、月額に加算として、褥瘡マネジメント加算Ⅰ（月3円）またはⅡ（月13円）、科学的介護推進体制加算（月40円）、ADL維持等加算（月30円）が加算されます。
- ※2 介護職員処遇改善加算及び自己負担額については、月額に加算を含め、日割りで表記しております。

○ 2 割負担の場合

1. 契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1 6,820円	要介護 2 7,530円	要介護 3 8,280円	要介護 4 9,010円	要介護 5 9,710円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,456円	6,024円	6,624円	7,208円	7,768円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	1,364円	1,506円	1,656円	1,802円	1,942円
4. 看護体制加算	24円				
日常生活継続支援加算	92円				
夜勤職員配置加算	92円				
栄養マネジメント強化加算	22円				
5. 居室に係る自己負担額	2,066円				
6. 食事に係る自己負担額	1,445円				
7. 介護職員処遇改善加算	223円	243円	264円	284円	304円
自己負担額 = (3+4+5+6+7)	5,328円	5,490円	5,661円	5,827円	5,987円

※1 その他、月額に加算として、褥瘡マネジメント加算Ⅰ（月6円）またはⅡ（月26円）、科学的介護推進体制加算（月80円）、ADL維持等加算（月60円）が加算されます。

※2 介護職員処遇改善加算及び自己負担額については、月額に加算を含め、日割りで表記しております。

○ 3 割負担の場合

1. 契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1 6,820円	要介護 2 7,530円	要介護 3 8,280円	要介護 4 9,010円	要介護 5 9,710円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,774円	5,271円	5,796円	6,307円	6,797円
3. サービス利用に係る自己負担額 (1-2)	2,046円	2,259円	2,484円	2,703円	2,913円
4. 看護体制加算	36円				
日常生活継続支援加算	138円				
夜勤職員配置加算	138円				
栄養マネジメント強化加算	33円				
5. 居室に係る自己負担額	2,066円				
6. 食事に係る自己負担額	1,445円				
7. 介護職員処遇改善加算	335円	365円	396円	427円	456円
自己負担額 = (3+4+5+6+7)	6,237円	6,480円	6,736円	6,986円	7,225円

※1 その他、月額に加算として、褥瘡マネジメント加算Ⅰ（月9円）またはⅡ（月39円）、科学的介護推進体制加算（月120円）、ADL維持等加算（月90円）が加算されます。

※2 介護職員処遇改善加算及び自己負担額については、月額に加算を含め、日割りで表記しております。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆保険者から介護保険負担割合証が発行されますので、サービス利用時にご提示願います。

◇当施設の居住費（滞在費）・食費の負担額（ショートステイを含む）

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用・ショートステイの居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

〔単位：円〕（日額概数）

対象者	区分	居住費(居住の種類により)				食費
		多床室 (相部屋)	従来型 個室	ユニット 型準個室	ユニット 型個室	
生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	利用者負担 第1段階				880	300
市町村民 税非課税 世帯 (世帯分 離してい る配偶者 も非課税 であるこ と)	○合計所得金額と年金収入額の合計が 80万円以下 ○預貯金が単身650万円以下、夫婦で 1650万円以下	利用者負担 第2段階			880	390
	○合計所得金額と年金収入額の合計が 80万円超120万円以下 ○預貯金が単身550万円以下、夫婦で 1550万円以下	利用者負担 第3段階 ①			1,370	650
	○合計所得金額と年金収入額の合計が 120万円超 ○預貯金が単身500万円以下、夫婦で 1500万円以下	利用者負担 第3段階 ②			1,370	1,360
上記区分（第1段階、第2段階、第3段階①②）のいずれにも該当しない場合		利用者負担 第4段階			2,066	1,445

(2) 当施設が提供する介護保険基準外サービス（契約書第4条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。

・預り金管理料

ご契約者の希望により、各種証書、通帳、印鑑等の保管、及び入出金取り扱いのサービスをご利用いただけます。

\*利用料金：1カ月当たり 2,000円

・特別な食事（酒類を含みます） ご契約者のご希望に基づいて食事を提供します。

\*利用料金：要した費用の実費

・その他の利用料金

利 金	項 目	1 日	1 か月(30日)	適 要
		私物電気代	20円	600円
30円			900円	・電気毛布 ・冷蔵庫
	理 容	・毎月1回町内の理容店の出張による 理容サービス		実費 2,300円
	教養娯楽 サービス	・季節毎の行事を企画し、楽しいひとときが提供できるよう努めます		実費

複写物の 交付	・ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をいただきます。	1枚につき 10円
移動売店	・近隣の商店の出張による販売サービス	利用者のみ実費

※その他（契約書第21条に定める所定の料金）

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

ご契約者の要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
料 金	6,820円	7,530円	8,280円	9,010円	9,710円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する事があります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求します。お支払いは当施設でお預かりしている預金通帳または本人指定の口座より、翌々月4日（金融機関休業日の場合は翌営業日）までに引き落とします。

(4) 医療機関への入院について

ご契約者の入院に際して、ご家族へ連絡を差し上げておりますので入院に係る手続きについてご協力をいただきます。

(5) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

**協力医療機関**

医療機関の名称	登米市立米谷病院
所在地	登米市東和町米谷字元町200
診療科	内科、整形外科

**7 施設を退居していただく場合（契約の終了について）（契約書第15条参照）**

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、契約書第15条記載のような事由がない限り、継続してサービスを利用することはできますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退居していただくこととなります。

(1) ご契約者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第16、17条参照）

契約の有効期間であってもご契約者から当施設へ退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の7日前までに解約届け出書をご提出下さい。

但し、契約書第16、17条記載のような場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

(2) 事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）（契約書第18条参照）

契約書第18条記載のような場合には、当施設から退居していただくことがあります。

※ご契約者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第20条参照）

① 3か月以内の入院の場合

— 3か月以内に退院することが明らかに見込まれる場合は、再び当施設に入居できるようにします。

② 3 か月以内の退院が見込まれない場合  
— 契約を解除する場合があります。

(3) 円滑な退居のための援助（契約書第 19 条参照）

ご契約者が当施設を退居する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

## 8 身元引受人

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入居契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第 22 条参照）

当施設は、「残置物引取人」にご連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引き渡しにかかる費用については、ご契約者または残置物引取人にご負担いただきます。

※入居契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入居契約を締結する事は可能です。

## 9 事故発生又は再発防止の取り組み

当施設事故防止の取り組み	事故発生防止のための指針及びマニュアルを整備します。 事故が発生した場合等の報告とその分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備をします。事故発生防止のための定期的な委員会の開催と従業者へ研修を実施します。 担 当 者：ほたるの郷リスクマネジメント委員会 委員長
--------------	---

## 10 事故発生時の対応

当事業所では、事故発生時の対応について、緊急（事故）対応マニュアルを作成し、職員に周知徹底を図り、ご契約者・ご家族の方々に安心してご利用できる体制を設けております。

事故発生時には速やかに事故にあったご契約者ご家族・市町村に連絡を行う等必要な措置を講じるとともに、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。併せて、事故発生の原因、再発防止の検討を行います。また、契約書に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うなど、誠意を持って対応いたします。なお、事故には事業者がサービス提供中に起こる介護事故の他に、入居者が生活するうえでどこでも起こりうる転倒をはじめとする生活事故があります。よって全てが賠償すべき事故にはならない事を契約者が十分理解できるよう説明に努めます。

## 11 高齢者虐待防止の取り組み

当施設虐待防止の取り組み	虐待防止のための指針及びマニュアルを整備します。 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。虐待防止のため従業者へ定期的な研修を実施します。 担 当 者：ほたるの郷身体拘束廃止高齢者虐待防止委員会委員長
--------------	--

## 12 苦情等の受付について（契約書第 25 条参照）

### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口	窓口担当者	ほたるの郷 生活相談員, ユニットリーダー
	解決責任者	ほたるの郷 施設長
	ご利用時間	毎日午前9時～午後5時
	ご利用方法	電話 53-4771
	面接	相談室
	苦情箱	玄関ロビーに設置

(2) 第三者委員

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を促進するため、第三者委員を委嘱いたします。

松村 正	登米市***** 電話 0220-**-****
佐藤 健美	登米市***** 電話 0220-**-****
千葉 ますみ	登米市***** 電話 0220-**-****

(3) 行政機関その他苦情受付機関

登米市福祉事務所長寿介護課	所在地 宮城県登米市南方町新高石浦130 電話番号 0220-58-5551 受付時間 月～金午前9時から午後5時
宮城県国民健康保険団体連合会	所在地 宮城県仙台市青葉区上杉1-2-3 電話番号 022-222-7700 受付時間 月～金午前9時から午後5時
宮城県社会福祉協議会 福祉サービス利用に関する 運営適正化委員会	所在地 宮城県仙台市青葉区本町3-7-4 電話番号 022-716-9674 受付時間 月～金午前9時から午後4時

1.3 第三者評価

宮城県福祉サービス第三者評価は実施しておりません。 但し、法人内第三者委員によるサービス評価は毎年実施しております。
---

1.4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホームほたるの郷施設消防計画」にのっとり対応を行います。			
近隣との協力関係	地元消防団に近隣防災協力を依頼し、非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等	別途定める「特別養護老人ホームほたるの郷施設消防計画」にのっとり年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	屋内消火栓	6カ所
	避難口	9カ所	非常通報装置	あり
	避難誘導灯	5カ所	非常警報装置	あり
	自動火災報知器	あり	非常用電源	あり
	ガス漏れ報知器	あり		
カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しております。				

消防計画等	消防署への届け出日：〇〇年〇〇月 防火管理者：ほたるの郷 防火管理者
感染症発生及び災害時の対応	感染症及び自然災害の発生を想定し、業務継続に向けた計画を策した上で、感染症や災害発生時は計画に従って必要な措置を講じます。 業務継続計画を職員に周知するとともに、定期的に必要な研修及び訓練を実施します。 定期的に業務継続計画の見直しを実施し、必要に応じて計画の内の変更を行います。

### 1 5 当施設ご利用の際に留意いただく事項

面 会	面会時間 午前9時～午後4時 (但し、ご都合により時間外になる場合は、あらかじめお申し出下さい。)
外出・外泊	外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員にお申し出ください。 外泊の場合は3日前までに届け出てください。
居室・設備器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。 これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙、飲酒は決められた場所以外ではお断りします。
各種ハラスメント行為	契約者及び、契約者との関係方々による騒音等、他利用者の迷惑になる行為、事業所の職員に対して行う暴言・暴力、体を触ってきたり義務のないことを要求、職員写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載する等、迷惑な行為は契約解除事項に該当しますのでご注意ください。
宗教・政治・営利活動	施設内で他のご契約者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

令和 年 月 日

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホーム ほたるの郷  
説明者 職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスの開始に同意しました。

利用者 住 所 氏名 印

私は、( )の理由により本人の意思を確認し本人に代わり、上記署名を行いました。  
私の本人との関係は、( )です。

署名代行者 住 所 氏名 印